

平成28年1月21日

高砂市総合教育会議資料

・ 就学前教育について 1

高 砂 市

幼稚園事務の一本化について（案）

（目 的）

- 就学前の子どもに関する事務が一本化することにより、市民にとってわかりやすい窓口にすること。
- 就学前子どもや子育てに関する施策を、重点的・総合的に推進しやすい体制にすること。

（方向性）

- 幼稚園に関する事務のうち、以下の事務を「子育て支援室」に一本化する。
 - ・幼稚園の管理調整に関する事
 - ・幼稚園に係る文書の収受、発送及び保管に関する事
 - ・幼稚園の経理に関する事
 - ・幼稚園の設備備品の整備に関する事
 - ・幼稚園の施設の整備に関する事
 - ・幼稚園の就園に関する事
 - ・幼稚園の保育料に関する事
 - ・幼稚園の教材備品に関する事
 - ・幼稚園の保健に関する事
 - ・幼稚園教職員の人事の服務に関する事
 - ・幼稚園教職員の研修のうち、学校教育課所管以外の研修に関する事
 - ・幼稚園の学級編制の検討に関する事
 - ・幼稚園の教育実習の検討に関する事

- ただし、以下の事務については、従前どおり教育委員会で所管する。
 - ・幼稚園の公印に関する事
 - ・幼稚園の教育財産の総括管理に関する事
 - ・幼稚園の設置及び廃止に関する事
 - ・幼稚園の施設の調査に関する事
 - ・幼稚園の通園区域に関する事
 - ・幼稚園の学校医の委嘱に関する事
 - ・幼稚園の給食に関する事
 - ・幼稚園教育の企画及び調整に関する事
 - ・幼稚園教育の指導・助言に関する事
 - ・幼稚園教職員の任免、教育職員免許、異動方針に関する事
 - ・幼稚園教職員の学校教育課所管の研修に関する事
 - ・幼稚園の学級編制及び教育実習の承認に関する事など

- 事務を執行するにあたっては、次の事項を留意する。
 - ・就学前の子どもに係る教育・保育の窓口を子育て支援室に一本化する。
 - ・市全体の就学前教育の方針に関わることについては、「望ましい幼児教育推進委員会」で協議する。
 - ・子育て支援室で一本化する事務については教育委員会事務局関係課と、また教育委員会所管の事務については、子育て支援室と、それぞれ協議・調整し、必要に応じて個別権限規定に基づき合議制を取る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(長の職務権限)

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関する事。
- 二 幼保連携型認定こども園に関する事。
- 三 私立学校に関する事。
- 四 教育財産を取得し、及び処分する事。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七條 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)

第二十七條の二 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

第二十七條の三 教育委員会は、前二條の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七條の四 地方公共団体の長は、第二十二條第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育財産の管理等)

第二十八條 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

